

平成30年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年10月25日(木)
場 所 練馬区立大泉北小学校 家庭科室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 新 井 良 保
同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第34号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第35号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ①平成29年度決算特別委員会および平成30年度予算特別委員会における質問項目について
- ②その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

5 視察

(1) 大泉北小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時05分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成30年第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は大泉北小学校の家庭科室をお借りし、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、感謝申し上げます。

また、本日は案件の最後に視察と、午後1時30分から3階の第2音楽室で保護者の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は傍聴の方が7名いらっしゃっている。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案が2件、陳情12件、協議3件、教育長報告2件である。

(1) 議案第34号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに、議案である。議案第34号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

現在のところ適用される方はいないようだが、規程を整備しておくということである。何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

規程整備をきちんと行うことは当然であると思う。賛成である。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

現状に即した規則改正であると思う。私も賛成である。

教育長

それでは、まとめさせていただく。議案第34号については承認よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第34号については承認とする。

(2) 議案第35号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第35号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

区立図書館の個人登録に2年間の有効期間を設けること、また、図書館資料の貸し出し点数を一部増やすということで、規則を改正するという説明であった。何かご質問、ご意見はあるか。

伊神委員

今回の改正内容については、区民の方々からの要望が強かったのだろうか。

光が丘図書館長

毎年度、図書館利用者アンケートを実施しており、昨年度のアンケート結果によると、現行の貸し出し点数については13.8%、予約点数については26%の方が満足していないということであった。今回の改正は、同時に貸し出しできる点数を実質的に引き上げることでサービス向上を図るものである。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

カードの有効期間は2年間ということだが、この2年間という期間はどこから出てきたのだろうか。

光が丘図書館長

現在も2年間ご利用がなければ失効となっている。2年ごとに住所等を確認することにより、確実に移動等の管理をすることができると考えている。

教育振興部長

2年間という期間は経験的に定めたものである。まず、図書を借りるときには利用登録をする必要があるが、そのまま区外に転出してしまい、利用登録はされているが練馬区の住民ではないという方もいらっしゃる。このような場合、例えば未返却の時に電話をかけようとしてもつながらないといった事態が起こりうる。そこで、便宜上、有効期

間を2年間と区切り、2年経過後に図書を借りる場合は再度登録をしていただくこととした。これにより実際の利用者の状況が把握できると考えている。

坂口委員

わかった。

教育長

これから新しく登録する方から適用されるのか。それとも、すでに登録している方も対象となるのか。

光が丘図書館長

すでに登録している方にも適用される。2年以上前にカードを発行された方は改めて利用登録をしていただく必要がある。

教育長

そうなると、該当される方はかなり多いと思う。周知はどのように行うのか。

光が丘図書館長

11月から館内にポスターを掲示しており、チラシ等についても配布する予定である。

坂口委員

ぜひ、区報などにも掲載していただきたい。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、まとめさせていただく。議案第35号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第35号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に陳情案件である。継続審議中の陳情12件のうち、陳情の(1)から(10)及び(12)の11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(11)の平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情については、本日、新たに資料が提出されている。事務局より説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

職場体験の対象として自衛隊はふさわしくないのではないかという趣旨の陳情である。さまざまな観点からご質問、ご意見をいただければと思っている。

高柳委員

2点質問をさせていただきたい。1点目は体験先の決定方法である。今回の体験先は学校が提示した中から生徒が選択したのか、それとも生徒自ら体験先を開拓したのか、どちらに当たるのだろうか。また、2点目として、実際に職場体験を行った生徒やその

保護者の方から、成果や課題に関する意見が出ているのか教えていただきたい。

坂口委員

関連して、私からも質問させていただく。陸上自衛隊の職場体験は、昨年度が初めてなのだろうか、それとも他の年度にも行っていたのか。

教育指導課長

両校とも自衛隊での職場体験を毎年度実施しており、学校が提示したリストから体験先を選択したと伺っている。職場体験の成果についてだが、「学校では得られない貴重な体験だった。」「規律を学ぶことができた。」「災害派遣時の現地の方々との交流や苦労話を聞くことができ、非常に感銘を受けた。」「自身の職業選択に向けて役に立った。」などといった感想が聞かれている。

また、陸上自衛隊における職場体験については、毎年度実施している学校もあれば、ある年度だけ実施している学校もあるという状況である。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

職場体験は、子供たちの社会的な自立に資する非常に重要な取組であると思う。特別支援学級の子供たちも職場体験を行っているのだろうか。

教育指導課長

知的障害特別支援学級の子供たちについては、障害の状況等の個人差が非常に大きい。そのため、職場体験が可能な生徒は参加しているが、活動することが困難な場合は参加しないというように個別対応となっている。

新井委員

具体的な職場体験先として、どのようなものが挙げられるか。

教育指導課長

知的障害特別支援学級の子供たちの職場体験先として、特徴的なのは作業所である。担任の先生と一緒に訪問し、実際に作業をさせてもらったり、所員の方から話を聞いたりと伺っていると伺っている。

新井委員

わかった。将来的な就業先になる可能性もある。中学校の時に体験しておくことで、事前の作業学習につながるのだと思う。

教育長

ほかにかがが。

伊神委員

2日間、学校によっては3日間のところもあるだろうが、いわゆる大人の世界に入っていく訳なので、この期間を通して子供たちが学ぶことはすごく大きいと思う。中には注意をされる子もいると思うが、職場体験を最後まで全うできているのか非常に興味がある。体験先から、良かった点や悪かった点などの意見は出ているのだろうか。

教育指導課長

実際に中学生を受け入れてみて、自分の中学校時代を思い出したとか、あるいは自分の思いを伝えられてよかったという声を聞くことがある。実際には準備が大変だとか、業務が止まるということもあると思うが、そういった意見は子供たちに直接ではなく、担当の先生に来年度からの課題として伝えられているようである。

伊神委員

アンケートという形で、体験先からの意見を総合的に把握するようなことは行っていないのだろうか。

教育指導課長

各事業所との関わりは学校ごとになっているため、総合的に意見を把握するということは行っていない。各学校からは実施計画および実施報告という形で報告していただいている状況である。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにかがが。

高柳委員

小学校において総合の時間や生活科の時間を活用し、地域の仕事を体験しようということで、色々な店舗や事業所をお願いして職場体験を行ったことがある。子供たちは新しい体験をすることで大変良い学びを得られていた。子供たちの感想を読んだことがあるが、小学校において職場体験は非常に有効であると思った。

また、中学生は成長著しく、自分自身の進路を真剣に考えていく時期である。様々な体験先において社会のことを学ぶという経験はとても重要であり、大変良い教育活動であると思う。

教育長

今回は、陳情審査ということなので、この陳情の内容に即して、何かご質問、ご意見

があればお出しいただきたい。必ずしも本日の審議で採択、不採択の結論を出そうというわけではないが、様々な視点からご意見をいただければと思う。

坂口委員

この陳情は平成28年に提出されたものであり、私は当時の教育委員会の中で、この陳情を拝見して意見を申し上げている。体験先として様々な選択肢があり、子供たちの中には保護者が自衛隊で働いているというケースもあると思う。自衛隊はきちんとした職業であり、職場体験の内容についても、陳情項目に記載されているような迷彩服姿で戦車の前に立つということはないと思っている。私としては、この陳情の内容は不適切だと思っており、当時の教育委員会でもそのように申し上げた記憶がある。そのことを先に申し上げておく。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

練馬区には陸上自衛隊駐屯地があるので、近隣の中学校などでは、毎年体験先として挙がっているのだと思う。私の個人的な意見になるが、近隣に住む子供たちにとってはなじみのある場所であり、特別な場所という認識はないのではないだろうか。例えば、消防署や警察署の近くに学校があれば、純粹に見てみたい、体験してみたいと感じることは自然なことだと思う。陳情書に記載されているような意見の方もいらっしゃると思うが、私自身は子供たちの体験してみたいという純粹な気持ちを学校が受け入れることは、自衛隊以外の体験先を選ぶ際と同じ扱いであり、問題はないと思っている。私の中では、この陳情は受け入れられないところがあった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

これは私の意見だが、保護者が自衛隊に勤務しているというお子さんもたくさんいる。誰でも自分の保護者の職業には誇りを持っていると思うし、憧れを持っているとも思う。自衛隊駐屯地の職場体験がなくなった場合、そのような子供の気持ちが否定されたように感じるのではないかとことを危惧している。

また、職業選択の自由は日本国憲法に定められている大事な権利である。その趣旨から考えても、今までどおり自衛隊の職場体験はあってよいのではないかと考えている。

教育長

新井委員はいかがか。

新井委員

高柳委員の意見に私も賛成である。

教育長

先ほど、本日の審議で必ずしも結論を出す必要はないと申し上げたが、昨年の審議でいただいたご意見、また、今回の審議でいただいた委員の皆様のご意見をまとめると、この陳情は受け入れることはできないという考えであったと思う。

私自身の考えだが、陳情の中に「まだ判断力や知的成長が未成熟で、本来の自衛隊の任務も正しく理解していない中学生が、職場体験として自衛隊の体験に参加するのはあまりにも危険と思われ、体験学習対象としてふさわしくない」という文言があるが、これは違うと思っている。子供たちは子供たちなりにきちんと職場体験先を考えている。当然、家族や先生と相談する子供もいるだろうが、各自納得して職場体験に参加していると思っている。

また、陳情趣旨の中では、「中学生の職場体験対象として、自衛隊を他の一般の職業と同列に扱うことはできない」と書かれているが、委員の皆様のご意見にもあったとおり、自衛隊は立派な職場である。したがって、私もこの陳情については委員の皆様と同様の考えを持っている。もしご異存がなければ、本日結論を出したいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、意見がまとまったので、平成28年陳情第2号については不採択とさせていただきますが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、平成28年陳情第2号は不採択とする。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議3件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

①平成29年度決算特別委員会および平成30年度予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、報告事項である。本日は2件報告させていただきます。
それでは、報告の1番について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

先日、第三回練馬区議会定例会が終わったが、この議会の中心となったのは、決算審議である。教育委員会に関連する質問もたくさんいただいた。議会でのやり取りを全て記載することはできないので、教育委員会には質問項目のみを資料として提出させていただいている。

この資料を読んだだけではどのようなやり取りがあったのか分からないと思うので、詳細を知りたい項目があれば、資料のページと項目の番号をお伝えいただき、この場で所管課長から答えてもらおうと思っている。何かご質問はあるか。

新井委員

1ページの「障害児・特別支援教室に関すること」の中から、21番、23番、26番、28番、29番について教えていただきたい。

学務課長

まず、21番である。障害児巡回指導の内容と目的を教えてくださいというご質問であった。お答えした内容だが、区立幼稚園の利用者264人のうち、約4分の1が特別な支援が必要なお子さんである。このような状況で、区立幼稚園3園において、年2回、障害教育に造詣が深い先生を講師として招いて研修会を行っている。この研修会では、実際に園の先生方が保育をしている状況を見ていただき、終わった後に皆さんで集まって幼稚園教育に関する様々なアドバイス等を行っていると同っている。先生同士が互いに学び合うといったものが21番の巡回指導である。

次に23番である。特別な支援が必要な子がどのくらいいるのかという質問であった。先ほど申し上げたとおり264人のうち約4分の1ということで、66人いらっしゃる。5年前は園児数404人に対して34人ということで1割弱であった。園児数、割合ともに増えているということをお説明させていただいた。

次に26番である。就学相談の概要と利用状況についてということで、まず、就学相

談は小学校または中学校に入学する際、特別支援教室等をお考えになっている方を対象にした相談であるという概要をご説明させていただいた。利用状況であるが、小学校に入る際の件数は平成25年で171件であったが、その後右肩上がりが増えており、昨年度は250件となっている。一方、中学校に入る際の件数は、120件程度の横ばいで推移していることを答弁させていただいた。

次に28番の相談体制の強化についてである。今、申し上げたように相談件数は年々増えているので、相談体制を強化する必要があるという答弁をしたところである。一方で、校長先生や副校長先生のOB・OG、心理の先生といった人材をどのように確保していくかが課題になっており、今後も件数等を注視しながら必要な体制の確保に努めていくという答弁をさせていただいた。

最後に29番である。中学校の特別支援教室の愛称についてだが、何か愛称をつけられないかという議員のご要望に対して、中学校の特別支援教室については、思春期の複雑な事情があり、難しい部分があるということをお話した。現在、作業部会において、来年4月の中学校の特別支援教室の全校展開に向けて、愛称をつけるかどうかも含めて色々と検討しているところなので、議員からいただいた意見を踏まえ、今後も検討してまいりたいと答弁させていただいた。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

1ページ「学校適正配置に関すること」の13番、14番、15番について伺いたい。

学校施設課長

まず、13番の区内における第二グラウンド設置校の有無についてだが、以前、教育委員会において大泉第二中学校に求められる望ましい教育機能について審議していただき、第二グラウンドという項目を入れたことにより、質問があったものである。通常のグラウンド以外にテニスコートなどを別に設けている中学校が何校かあるので、そのことについてご説明させていただいた。

次に、14番、15番についてである。現在、大泉第二中学校の有識者委員会で検討を行っているところだが、中学校の新設、学区域の変更、小中一貫教育校の設置など、さまざまなことを検討した上で、有識者委員会の中間報告としてご説明させていただいたということをご答弁させていただいた。

教育長

このようなことも検討してみてもどうかという議員からの提案として受け止めている。ほかにいかがか。

坂口委員

感想になるが、非常にたくさんの質問項目が出ていて驚いた。約4時間の間にこれだけの量のやり取りをするのは大変なことだと思った。

教育長

坂口委員がおっしゃったようにたくさんの項目がある。気になる項目があれば、後日、個別にお聞きいただいても結構である。ほかはいかがか。よろしいか。

②その他

i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

教育長

それでは、その他の報告をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

定例の後援名義についてである。お目通しをいただきたいと思っているのでよろしく
お願いする。

事務局からその他の報告はあるか。

事務局

特段ない。

教育長

本日も用意した案件は以上である。

委員の皆様方からご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、11時半から4時間目の授業視察を行いたいと思う。

本日の定例会については、視察の終了をもって閉会とさせていただきます。